歴史的・共同体的な結びつき

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

海峡植民地のインド人

シンガポールにおけるインド人の存在は、英国の入植地と同じくらい古い歴史を持っています。1819年にラッフルズが上陸した際、ベンガル現地人歩兵連隊の約120人のセポイが同行し、洗濯人、使用人その他の従軍者の一団も加わっていました。1824年の最初の人口調査では756人のインド人住民が数えられ、人口の約7%を占めていました。1860年にはインド人コミュニティは16%に達しました。インド人が入植地で2番目に大きな集団となったのは、この時期だけです。初期のコミュニティの中核をなしたのは、コロマンデル海岸の商人、タミル人ムスリムの商人、グジャラート人とシンド人の商家、そしてベンガル人の兵士でした。英領インドの刑務所の過密を緩和するために海峡植民地へ移送されたインド人の囚人は、道路や公共建築物を建設し、そのうち何人かは釈放後に植民地に定住しました。[1]

制度上の結びつきも、人的な結びつきと同じくらい緊密でした。1867年まで、海峡植民地は英領インドの属領でした。第B部第I章では、シンガポールの商人がカルカッタからの統治に反対する運動を展開し、同年に植民地

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

省への移管を勝ち取った経緯を述べました。通貨問題は、商業にとって何が懸かっていたかを示しています。東インド会社はルピーを海峡植民地の唯一の公式通貨にしようとしましたが、商人はメキシコ・ドルで取引を続けました。ルピーが法貨としての地位を失ったのは、1867年に植民地が植民地省に移管されたときのことでした。[2]この出来事は、本章を貫くテーマの早い時期の例です。シンガポールは常にインドを必要としてきましたが、同時に常に自らのルールを譲りませんでした。

チェッティアとインドの銀行

インドの金融は、第A部第IV章と第B部第II章で述べた植民地の信用制度の一部をなしていました。タミル・ナードゥ州の商人・金融業者のカーストであるナットゥコッタイ・チェッティアは、19世紀にセイロンとビルマからマラヤとシンガポールに及ぶ銀行ネットワークを築きました。[3]彼らは欧州の為替銀行から資金を借り入れ、銀行が直接には取引しない中国人やマレー人の商人、農園主、小規模農家に転貸しました。こうして彼らは、半島のバザール経済をロンドンの金融市場と結びつけたのです。

20世紀には、近代的な形態のインドの銀行が登場しました。1937年、M. Ct. M.チダンバラム・チェッティアはマドラスでインディアン・オーバーシーズ銀行（Indian Overseas Bank）を設立しました。その目的は、セイロン、ビルマ、マラヤ、ジャワ、スマトラおよびサイゴンに広がるチェッティア・コミュニティの事業のために、海外での銀行業務と外国為替業務を支援することでした。同行は設立から数年のうちに、ラングーン、ペナン、クアラルンプールおよびシンガポールに支店を開設しました。[4]シンガポール支店の開設が1937年か1941年かについては、資料によって異なります。正確な年がいずれであれ、インドの銀行は第二次世界大戦前にシンガポールに進出しており、その一部は今日まで存続しています。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

独立、ルック・イースト政策とCECA

インドは独立から15日後の1965年8月24日、シンガポールと外交関係を樹立しました。しかし、政治的な好意はすぐには経済的な結びつきにつながりませんでした。インドの計画経済はおおむね閉鎖的で、外国資本が入り込む余地がほとんどなかったからです。転機は1991年の国際収支危機の後に訪れました。インドは1992年にルック・イースト政策を打ち出し、シンガポールはASEANにおいても投資の供給源としても、東南アジアにおけるインドの後ろ盾としての地位を確立しました。[5]

包括的経済協力協定（Comprehensive Economic Cooperation Agreement、CECA）は2005年6月29日に署名され、2005年8月1日に発効しました。これは物品、サービスおよび投資を一括して対象とする、インドにとって初めての種類の協定でした。次節で取り上げる租税条約の議定書も同じ日に署名され、同じ日に発効しました。このことは、両国政府が税と貿易を一つの取引の構成要素として扱っていたことを示しています。CECAはその後、何度か見直されています。2025年9月2日から4日にかけてのローレンス・ウォン首相による初のインド公式訪問の際、両国政府はその見直しを加速することで合意しました。[6]

今日のインド系コミュニティ

2020年の国勢調査では、シンガポールのインド系住民は362,274人で、居住者人口の9.0%を占め、華人とマレー人に次ぐ3番目に大きなコミュニティでした。[7]タミル語は四つの公用語の一つであり、セラングーン・ロード地区のリトル・インディアは今も商業と文化の中心地です。居住者のコミュニティに加え、就労パスでシンガポールで働くインド国籍者がおり、その多くは銀行、テクノロジーおよび専門サービスの分野で働いています。彼らの存在は政治的な議論の対象となっており、本部第V章と第J部第IV章でこれを検討します。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

金融センターにとって、このコミュニティは、第A部第V章で述べた華人ネットワークがかつて中国との貿易にもたらしたものを提供しています。すなわち、両方の市場を知り、言語を話し、一族を理解し、インドのビジネス慣行とシンガポールの制度との間を仲介できる人材です。インド人の銀行家は国際銀行でデスクを率い、インド人の弁護士は両国の法の下での取引について助言し、インド人の創業者はシンガポールに持株会社を設立しています。このコリドーは、条約と同じくらい、こうした個人に支えられているのです。

注

1. Wikipedia, “Indian Singaporeans”（2026年11月最終閲覧）：1819年のラッフルズの最初の訪問には、ベンガル現地人歩兵連隊の120人のセポイと、洗濯人や使用人からなる“bazaar contingent”が同行した。1824年の人口調査では756人のインド人が数えられ、人口の約7%。1860年にはインド人が人口の16%を占め、2番目に大きな民族集団となった唯一の時期であった。19世紀には過密状態のインドの刑務所を緩和するためにインド人の囚人がシンガポールに移送され、公共建築物や道路を建設し、刑期を終えた後に何人かが定住した。商家の多くはシンド人、グジャラート人およびタミル人ムスリムであった。 ↩
2. Wikipedia, “Straits dollar”（2026年11月最終閲覧）：“The East India Company attempted to implement the Indian rupee as the sole official currency in the Straits Settlements”。メキシコ・ドルは引き続き取引に用いられた。1858年に海峡植民地は英領インド政府の管轄下に入った。1867年には“the Indian rupee also lost its status as legal tender within the Straits Settlements”。 ↩
3. Wikipedia, “Nattukottai Chettiar”（2026年11月最終閲覧）：19世紀までに、このコミュニティの事業活動は高度な銀行制度へと発展し、ス

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

リランカ、ミャンマー、マレーシアおよびシンガポールに拡大した。 ↩

4. Wikipedia, “Indian Overseas Bank”（2026年11月最終閲覧）：1937年2月10日、M. Ct. M.チダンバラム・チェッティアにより“to encourage overseas banking and foreign exchange operations”に設立され、セイロン、ビルマ、マラヤ、ジャワ、スマトラおよびサイゴンのナットゥコッタイ・チェッティアを顧客とした。支店はラングーン（1937年）、ペナン、クアラルンプールおよびシンガポールにあり、シンガポール支店の開設年は資料により1937年または1941年とされる。 ↩

5. Wikipedia, “India–Singapore relations”（2026年11月最終閲覧）：外交関係はシンガポール独立の15日後の1965年8月24日に樹立された。インドは1992年にルック・イースト政策を打ち出し、シンガポールは事実上のインドの地域における後ろ盾としての地位を確立した。 ↩

6. India Brand Equity Foundation, “India-Singapore Trade”（ibef.org、2026年11月最終閲覧）：ローレンス・ウォンは2025年9月2日から4日にかけて初のインド公式訪問を行った。モディとウォンはインド・シンガポールCECAの見直しを迅速化することで合意し、包括的戦略的パートナーシップのロードマップを発表した。Wikipedia, “Comprehensive Economic Cooperation Agreement”（2026年11月最終閲覧）：インド・シンガポールCECAは2005年6月29日に署名され、2005年8月1日に発効。 ↩

7. Wikipedia, “Indian Singaporeans”（2026年11月最終閲覧）、Census of Population 2020を引用：インド系362,274人、シンガポール居住者の9.0%、3番目に大きな民族集団。 ↩

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com